

随意契約理由書

件名	ポートアイランドスポーツセンターエレベーター更新工事
契約の相手方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
随意契約の理由	
<p>本工事は、既設メーカーの独自技術に基づき設計施工されたエレベーターの改修工事である。 対象のエレベーターは昭和55年度の施設の竣工当初から運用されているため、設置から40年経過しており、メーカーの推奨する更新年を迎え、故障リスクが高まっているため、予防保全の観点から大規模改修を行う。本工事は、引き続き使用可能な三方枠は流用し、部分更新を行うことで、作業による昇降機停止期間を極力短縮し、施設運用に与える影響を最小限にする。</p> <p>なお、流用する三方枠は、エレベーターを円滑に作動させるためには、改修部位と既設部位との機械的整合が重要であり、性能を保証できる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課電気係 (電話番号 078-595-6600)